

要綱 3 条第 3 項の生活環境部長が別に定める事項について

市町村の積極的な関与がある場合については、当該事業が次のいずれかに該当する場合とする。

- ・当該事業において災害時等に電力・熱を地域に供給することが計画されており、かつその取組について市町村が防災計画等に位置づける、または災害時等に電力・熱を地域に供給することについて市町村長名義で交わされる個別の協定等に位置づける場合
- ・農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第 7 条第 1 項に規定する設備整備計画を作成する場合
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する地域脱炭素化促進事業計画を作成する場合
- ・自立分散型の地域エネルギー社会の推進のための地域内消費やマイクログリッド構築等について市町村が参加して研究等を行う場合。
- ・対象事業について市町村が補助（対象事業費の 6 分の 1 以上）を行う場合